

公益財団法人東京防災救急協会評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 平成4年10月1日

改正 平成19年4月1日(い)

平成21年7月1日(ろ)

平成21年9月29日(は)

平成22年3月12日(に)

平成22年7月7日(ほ)

平成23年3月11日(へ)

平成24年3月16日(と)

平成27年4月1日(ち)

平成28年3月17日(り)

平成29年3月13日(ぬ)

平成30年3月13日(る)

平成31年3月19日(を)

令和2年3月18日(わ)

令和3年3月22日(か)

令和4年3月24日(よ)

令和6年3月15日(た)

令和7年3月18日(れ)

令和8年3月13日(そ)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号、公益財団法人東京防災救急協会定款第13条及び同第27条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(い) (ろ) (た)

(定義) (た)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(た)

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。(た)

(2) 常勤役員とは、理事長、副理事長及び専務理事をいう。(た)

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。(た)

(報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬の額は年額とし、評議員会の決定に基づく以下の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内で、理事会において決定した額を支給する。

(ろ)(は)(に)(ほ)(へ)(ち)(り)(ぬ)(る)(を)(わ)(か)(よ)(た)(れ)(そ)

役 職	勤務形態	報酬の年額（総額）
理 事 長	常 勤	1,365万円
副 理 事 長	常 勤	1,265万円
専務理事	常 勤	1,139万円

2 常勤役員に対しては、前項の報酬のほか、交通実費相当額を通勤手当として支給する。なお、その算定方法及び支給方法等については、公益財団法人東京防災救急協会給与規程（以下「給与規程」という。）の例による。(た)

3 評議員及び非常勤役員に対して、評議員会又は理事会等への出席ごとに日額1万円を報酬として支給する。(た)

ただし、監事が公益財団法人東京防災救急協会監事監査規程第3条に基づく監査を行った場合は、日額2万円を報酬として支給する。(た)

(就任時の報酬の支給)(い)(た)

第4条 新たに役員及び評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。(い)(ほ)(た)

2 第3条に規定する報酬の額が改定されたときは、改定された日から新たに規定された額で報酬を支給する。(た)

3 前2項の規定により常勤役員に報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。(た)

(常勤役員の退任又は解任時の報酬の支給)(た)

第5条 常勤役員が死亡し、又は協会の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。(た)

2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。(た)

(常勤役員の再任時の報酬の支給)(た)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた常勤役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。(た)

(退職手当)(ろ)

第7条 常勤役員の退職手当については、支給しない。(ろ)(た)

(報酬の支給方法)(た)

第8条 常勤役員の報酬の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、給与規程による。(た)

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人からの申出があるときは、口座振込の方法により支給する。(た)

(公表) (た)

第9条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。(た)

(改正) (た)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。(た)

附 則

この規程は、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(ろ)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。(は)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。(に)

附 則

この規程は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。(ほ)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。(へ)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。(と)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。(ち)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。（り）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。（ぬ）

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。（る）

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。（を）

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。（わ）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。（か）

附 則

この規程は、令和4年3月24日から適用する。（よ）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。（た）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。（れ）

ただし、第3条については、令和6年4月1日に遡り適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から適用する。（そ）

ただし、第3条については、令和7年4月1日に遡り適用する。